

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について

最近、気候変動に対応するための法律改正があつたことが新聞で大きく取り上げられていましたが、具体的にどのような改正なのでしょうか。当社も温室効果ガスの削減のための取り組みを推進しているこうと考えているところなのですが、この法改正に関して企業として注意をしておくべき事項はあるでしょうか。

# innoventier弁護士法人 イノベンティア

## Power for the Business

# 企業法務相談室

まちの  
町野  
しす  
静

慶應義塾大学法学部、慶應義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベンティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとして、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

## (回答) 地球温暖化対策推進法の改正内容

## 基本理念の創設

な基本理念の規定が新たに創設されました。

令和三年五月二六日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。この法改正は、政府が気候変動のために具体的な法改正に着手をしたものとして大きな話題になりましたが、具体的にはどのような改正がされたのでしょうか。

前提として、地球温暖化対策の推進に関する法（以下「地球温暖化対策法」といいます。）とはどのような法律かをご紹介したいと思います。地球温暖化対策法は、京都議定書の採択を契機として、国内における地球温暖化対策の枠組みを定めるために一九九七年に制定されました。この法律では、政府が地球温暖化対策計画という地球温暖化対策のための基本方針を定めることを規定するほか、地球温暖化対策のために国、地方公共団体及び事業者が負う責務や、そのための具体的な施策を定めています。

今回の改正内容は、①基本理念の新設、②地域再生エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、及び、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等の三つを柱としています。

(基本理念) 第二条の二 地球温暖化対策の推進は、  
パリ協定第二条一（a）において世界全  
体の平均気温の上昇を工業化以前よりも  
摂氏二度高い水準を十分に下回るものに  
抑えること及び世界全体の平均気温の上  
昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い  
水準までのものに制限するための努力を  
継続することとされていることを踏ま  
え、環境の保全と経済及び社会の発展を  
統合的に推進しつつ、我が国における  
二千五十年までの脱炭素社会（人の活動  
に伴つて発生する温室効果ガスの排出量  
と吸収作用の保全及び強化により吸收さ  
れる温室効果ガスの吸収量との間の均衡  
が保たれた社会をいう。）の実現を旨と  
して、国民並びに国、地方公共団体、事  
業者及び民間の団体等の密接な連携の下  
に行わなければならない。

スを二二年度比で四六%削減することとされ  
政府も二〇五〇年までのカーボンニュートラ  
ルを表明するなど、気候変動への対応のため  
の機運が急速に高まってきていることにあり  
ます。国としてもこのような目標の実現のた  
めに様々な施策が講じられることを法律上も  
確認したものといえますし、国の施策が目標  
達成のために不十分な場合には少なくとも政  
治的な責任を問われることにもなり得ます。  
この規定は国民や事業者等に直接的な義務  
を課すものではありませんが、今後国が行つ  
ていく具体的な施策にも影響を与える改正で  
あるといえます。

## するための計画・認定制度の創設

脱炭素経営の促進に向けた  
企業の排出量情報のデジタル化  
・オープンデータ化

(事業所) 数は、特定事業所排出者が一二三四年度に報告を行った事業者四一事業者(特定事業所・一五一九四事業所)、特定輸送排出者が一三一九事業者となつています。<sup>2)</sup>

現行法においては、報告された情報は、環境大臣及び経済産業大臣に通知され、最終的に表される仕組みとなつており、この公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものについては、誰でも開示の請求を行うことができます。しかしながら、この報告は紙媒体での報告が中心となつていたため国による集計事務に時間がかかり、報告から公表まで約二年を要し、情報開示の観点から問題であるとの指摘がされていました。

今回の法改正では、環境大臣及び経済産業大臣は、現行法のような開示請求を経ることなく、企業から報告を受けた温室効果ガス算定非排 出量等につき、逓帯なく公表するものと

排出量の報告制度があります。この制度は、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（特定排出者）に対し、温室効果ガス算定排出量に関する主務省令で定める事項を、事業所を所管する大臣に報告する義務を課すものです。この制度の目的は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指すものとされています<sup>1)</sup>。また、この制度に基

今回の法改正では、環境大臣及び経済産業大臣は、現行法のような開示請求を経ることなく、企業から報告を受けた温室効果ガス算定排出量等につき、遅滞なく公表するものとされました。この改正により、特定排出者に当たる企業については、排出量情報の開示が基本的には義務化されたことになります。なお、企業からの報告については、電子システムによるものが原則とされることになっています。

この改正により影響を受けるのは特定排出者である企業です。これら企業においては、排出量の報告が紙でなされている場合は電子システムによる報告に対応をする必要があるほか、報告内容が直ちに国民の目に触れることになるという点をよく認識しておく必要があるでしょう。